

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉 主管課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課

高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の支給の申請に係る  
事実についての審査に関する事務における介護保険関係情報の情報連  
携の一時停止について

日頃より障害保健福祉の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実につ  
いての審査に関する事務における介護保険関係情報の情報連携については、平成 29 年  
7月向けデータ標準レイアウトの使用開始後実施できるようになりましたが、介護保  
険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合  
事業」という。）の情報を取得する事務のうち下記の事務において、介護保険関係情報  
を必要とする自治体が他の市町村に対して介護保険関係情報を照会した場合に、行政  
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法  
律第 27 号）上は情報連携が想定されない総合事業の情報が、照会を受けた市町村か  
ら提供される状態にあることが分かりました。

このため、これらの事務について、情報提供ネットワークシステムによる情報連携  
を行わないようお願いいたします。データ標準レイアウトの修正とそれまでの間の対  
応の詳細につきましては、追って御連絡させていただきます。

各都道府県におかれましては、この旨を管内市町村（特別区を含む。）に周知してい  
ただきますようお願いいたします。

#### 記

- ・ 高額障害児入所給付費の支給（管理番号 7-87）
- ・ 高額障害児通所給付費の支給（管理番号 8-67）

（連絡先）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 企画法令係  
TEL:03-5253-1111（内線：3148）  
Mail: hourei-shougai@mhllw.go.jp